12 京都府立須知高等学校部活動に係る活動方針

平成31年4月17日策定

高等学校における部活動は、学習指導要領において「生徒の自主的、自発的な参加に より、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養 等に資するもの」と位置付けられている。

本校においても、部活動は学校教育の一環として、興味と関心を持つ生徒が教員等の 指導の下、学級や学年の枠を超えた仲間や教師(顧問)等と密接に触れ合いながら、そ れぞれの発達段階に応じた自主性、協調性、責任感、連帯感などを醸成し、社会に貢献 できる人間力を育むとともに、本校の部活動が、生徒の学校生活をより一層充実させ、 地域のスポーツや文化の振興に寄与することを目的としている。

2 部加入

- (1) 部活動は教育課程外の学校教育活動で、加入・脱退は生徒の自由意思に基づく。
- (2) 年度当初に加入すれば、1箇年は同一部において活動することを原則とする。
- (3) 部への加入・脱退は、所定の手続きを経て、保護者・HR担任・顧問の承認を必要 とする。

設置部活動

「体育系」・「文化系」の2部門とし、生徒の意思・活動場所・教員の実態に即して設 置する。

教員が部活動の顧問となり、指導・助言を行う。

活動時間は、生徒の身体的・精神的な負担軽減やバランスの取れた学校生活の実現の 観点から、準備や片づけ、顧問からの指示・連絡等の短時間のミーティングを除く、身 体活動を伴う活動時間とする。

- 平日の活動は、朝練習を含めて3時間程度とする。
- (2) 休日の活動は4時間程度とする。ただし、大会、発表会、練習試合等の場合を除く。 (3) 長期休業中の練習については、休日に実施する場合に準ずる。
- (4) 定期考査に係る活動について、考査開始1週間前から考査終了までの期間の部活動 は禁止とするが、公式戦等が考査終了後1週間程度以内にある場合は、所定の手続き を経て活動することができる。

6 休養日

- (1) 週当たり1日以上設定すること。 ※月当たり2回程度、土・日曜日に休養日を設定 することが望ましい。
- (2) 大会や大会前の練習、合宿等、1週間の中で決められた休養日の設定が困難な場合 は、概ね1箇月単位で代わりとなる休養日を設定し、校長の承認を得ること。

活動計画

- (1) 「年間活動計画」については、年度当初に生徒指導部を経て校長に提出し、許可を受
- (2) 「月間活動計画」については、毎月、その前月末までに生徒指導部を経て校長に提出 し、許可を受けること。

8 その他

部員が校内規程に違反し、指導を受けることになった場合、状況を勘案して一定期間 当該部に対し、相応な措置を講ずることがある。